

## 「かながわ困難女性等支援計画（仮称）」の骨子案について

困難な問題を抱える女性や、配偶者等からの暴力被害者（以下「DV被害者」という。）を支援するための「かながわ困難女性等支援計画（仮称）」（以下「新計画」という。）を策定することとし、今般、令和6年度を初年度とする新計画の骨子案を作成したので報告する。

### (1) 策定の趣旨

令和6年4月に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）第8条の規定に基づく、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画の策定と、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）第2条の3の規定に基づく配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の改定を一体として新計画を策定する。

### (2) 新計画策定の考え方

#### ア 基本的な考え方

困難女性支援法が、女性の抱える問題が複雑化し、ニーズに応じた新たな支援の枠組みを構築するために制定されたことや、DV防止法が、配偶者からのあらゆる暴力は重大な人権侵害であるという趣旨で改正されたことを踏まえ、こうした困難な問題を抱える女性等の意思が尊重され、自立に向けて多様な支援が切れ目なく実施されるよう新計画を策定する。

困難な問題を抱える女性等の福祉の増進という観点から、当事者目線、ジェンダー目線に立った施策を新計画に位置付け、ともに生きる社会の実現を目指す。

#### イ 「困難女性支援法に基づく基本計画」と「かながわDV防止・被害者支援プラン」（以下「DVプラン」という。）との一体化

困難女性支援法では、支援の対象が、「様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性」と幅広く規定され、この中にはDV被害者も含まれる。

困難な問題を抱える女性に関する支援施策を総合的に推進するため、「困難女性支援法に基づく基本計画」と、令和6年3月に計画期間が

満了する現行の「DVプラン」の改定計画を一体化して、新計画を策定する。

DV防止法では、男性も含めたDV被害者を対象としていること、また、困難女性支援法では、性自認が女性であるトランスジェンダーの方に配慮して支援を検討することとしていることから、新計画では、男性や性的マイノリティの方へも配慮することとする。

## ウ 新計画策定に向けた意見聴取

新計画の策定にあたり、困難な問題を抱える女性やDV被害者の支援を行う、県内の全市町村、民間団体、関係機関へヒアリングを行ってきたほか、困難な問題を抱える女性にアンケート調査を実施した。

### (3) 新計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

### (4) 対象区域

県内全市町村とする。

### (5) 新計画の概要

#### ア 基本目標

困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現

#### イ 基本理念

##### (ア) 当事者目線に立った支援

困難な状況におかれた方の目線に立ち、多様化したニーズに応じて、当事者の意思に沿って、多様な支援を実施すること

##### (イ) 様々な機関と連携・協働した切れ目のない支援

国及び県・市町村の関係機関、柔軟な視点できめ細かい支援を行う民間団体、専門機関等の様々な機関と幅広く連携・協働しながら、早期発見、相談、一時保護、自立支援まで、切れ目のない支援を実施すること

##### (ウ) 人権を尊重し、ジェンダー平等の実現に資する支援

DV被害や、女性等を巡る困難な問題は、ジェンダー平等社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であるという認識の下、国籍や生まれた場所、疾病や障がい、過去の経験に起因する様々な事

柄に対する差別、社会的な排除を受けず、自立して暮らすことができるよう人権に配慮した支援を実施すること

(6) 骨子案

別紙のとおり

(7) 今後のスケジュール

令和5年11月 神奈川県男女共同参画推進審議会（以下「男女審」という。）において新計画素案を審議

12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に新計画素案を報告

新計画素案に対するパブリックコメントの実施

令和6年1月 男女審において新計画案を審議

2月 第1回県議会定例会厚生常任委員会に新計画案を報告

3月 新計画の策定

## 「かながわ困難女性等支援計画（仮称）」骨子案

### 第1章 計画策定の経緯

### 第2章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画期間
- 4 計画に関する評価と公表

### 第3章 県の現状及び取り組むべき事項

- 1 困難な問題を抱える女性の状況
- 2 個別分野ごとの現状
- 3 支援の状況
- 4 取り組むべき事項

### 第4章 計画の内容

- 1 計画の基本目標
- 2 計画の基本理念
- 3 施策の対象者
- 4 計画の対象地域
- 5 困難な問題に対する基本認識
- 6 支援の体制
- 7 重点目標
- 8 施策の体系
- 9 具体的な施策内容

### 第5章 推進体制

- 1 法定協議会・支援調整会議
- 2 神奈川県男女共同参画審議会